

議 案 3

定款変更の案

(第4章 社員総会)

改正案	現 行
<p>(社員総会の権限)</p> <p>第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事および監事の選任または解任</p> <p>(3) 理事および監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表および活動計算書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散および残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法令または定款に定められた事項</p>	<p>(社員総会の権限)</p> <p>第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事および監事の選任または解任</p> <p>(3) 理事および監事の報酬等の額</p> <p>(4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 解散および残余財産の処分</p> <p>(7) その他社員総会で決議するものとして法令または定款に定められた事項</p>

(第5章 役員等)

改正案	現行
<p>(役員を設置)</p> <p>第 21 条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>理 事 15 名以上 20 名以内</p> <p>監 事 <u>2 名以上 3 名以内</u></p> <p>2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長とする。</p> <p>3 会長を法人法上の代表理事とし、<u>副会長を業務執行理事とする。</u></p>	<p>(役員を設置)</p> <p>第 21 条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>理 事 15 名以上 20 名以内</p> <p>監 事 2 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長とし、3 名以内を副会長とする。</p> <p>3 会長を法人法上の代表理事とし、それ以外のすべての理事を業務執行理事とする。</p>
<p>(役員を選任等)</p> <p>第 22 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長は理事会において選定する。</p> <p>3 監事は理事または使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうち、理事いずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>6 <u>理事のうち少なくとも 1 名以上が公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)第 5 条第 15 号に掲げる者(以下外部理事という)でなければならない。また、監事のうち少な</u></p>	<p>(役員を選任等)</p> <p>第 22 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長は理事会において選定する。</p> <p>3 監事は理事または使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事のうち、理事いずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。</p>

<p><u>くとも1名以上が、公益認定法第5条第16号に掲げる者（以下外部監事という）でなければならない。</u></p>	
<p>(理事の職務・権限) 第23条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。 2 代表理事である会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。 3 副会長は会長を補佐する。 4 <u>業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u> 5 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(理事の職務・権限) 第23条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。 2 代表理事である会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。 3 副会長は会長を補佐する。 4 <u>すべての理事は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。</u> 5 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>

(第6章 理事会)

改正案	現行
<p>(理事会の構成) 第30条 この法人に理事会を置く。 2 理事会はすべての理事をもって構成する。 (理事会の職務と権限) 第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職 (4) <u>理事の職務の分担の決定</u></p>	<p>(理事会の構成) 第30条 この法人に理事会を置く。 2 理事会はすべての理事をもって構成する。 (理事会の職務と権限) 第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職 (4) <u>業務執行理事の業務の分担の決定</u></p>

(第7章 財産および会計)

改正案	現行
<p>(事業計画および収支予算) 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>その他法令で定める書類を記載した書類</u>については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>(事業計画および収支予算) 第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>
<p>(事業報告および収支決算) 第41条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。<u>ただし、第6号の財産目録については、財務諸表の注記に記載する場合、作成を省略することができる。</u> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書</p>	<p>(事業報告および収支決算) 第41条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p>

(3)貸借対照表 (4)損益計算書(活動計算書) (5)貸借対照表および損益計算書(活動計算書)の附属明細書 (6)財産目録	(5)貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6)財産目録
---	--

(第9章 任意の常設合議機関)

改正案	現行
(支部の設置等) 第50条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、必要な地に支部を設置する。 2 支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。	(支部の設置等) 第50条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、必要な地に支部を設置する。 2 支部の役員は、会員のうちから、理事会が選任する。